

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録
 その他（文言修正や規定の明確化等）【例示】

① 監査等委員会設置会社への対応

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	基本協定書 (案)	3	第004条	第01項	(4)	SPCの設立	次の通り修正頂けますようお願い申し上げます。「SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を置く規定、又は、会社法第2条第12号に定める指名委員会等を置く規定のいずれかの規定があること。」	ご提案を踏まえ、基本協定書（案）及び実施契約書（案）を修正します。

② 第二受水地点の維持管理に関するもの

厚生労働省との事前協議により改正が必要となったものであるため、競争的対話における質疑はありません。

③ 本事業用地に係るリスク分担

第1回	実施契約書 (案)	4	第011条	第01項		運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	冒頭の「運営権設定対象施設について」を「運営権設定対象施設及び本事業用地」と修正ください。本事業用地に瑕疵があった場合にも、運営権者に増加費用や損害が発生することは想定されますので、同様のリスク分担としていただく必要があります。	原案のとおりとしますが、本事業用地に係るリスクは県で負担します。
第3回	実施契約書 (案)	30	第065条	第02項		不可抗力による増加費用及び損害の扱い	本項において不可抗力の規定は基本的には物理的な損害を想定している規定となっておりますが、例えば自然由来や津波等の自然災害に起因する土壌汚染が判明し汚染除去対策が必要となった場合、対策費用等の土壌汚染による損害は「本事業用地」の「毀損」に該当し本項に従い貴県の費用負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
第3回	実施契約書 (案)	30	第065条	第02項		不可抗力による増加費用及び損害の扱い	本項において不可抗力の規定は基本的には物理的な損害を想定している規定となっておりますが、仮に土壌汚染状況調査の実績がなく、今後、「本事業用地」において自主的な土壌汚染状況調査が必要となった場合、調査に必要な増加費用は貴県に負担して頂くという理解でよろしいでしょうか。	案件毎の状況による対応となることから、県に協議願います。 なお、任意事業においては、運営権者の負担により調査、対策ください。実施義務を負わない任意事業に関しては、調査又は対策を行わずに任意事業の実施自体を取りやめることも当然に可能です。また、任意事業を行わない場合であっても、放置しておけないような汚染が生じたときは、状況に応じて県が対応します。

④ 残存価値相当額の期中払いへの対応

県の発議による改訂のため、競争的対話における質疑はありません。

⑤ 臨時改定に関するもの

第2回	実施契約書 (案)	110		第02項		流域下水道事業における動力費の変動に基づく運営権者収受額の臨時改定	動力費の変動に基づく運営権者収受額の臨時改定については、同一料金期間中であっても、更なる動力費の変動を原因として再度の臨時改定を行うことは妨げられない、と理解して宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
第3回	実施契約書 (案)	112		第02項	(2)	流域下水道事業における動力費の変動に基づく運営権者収受額の臨時改定 算出式の「基準動力費水準」	ある料金期間において一度臨時改定が実施され、更に同一料金期間中に、臨時改定の実施を検討する場合、算出式の「基準動力費水準」は ア)「直前の定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値」ではなく、 イ)「前回の臨時改定（同一料金期間のものに限る）において、当該臨時改定の改定検討日の属する月の3ヶ月前の月から遡った1年間における物価指標③の平均値（つまり、前回の臨時改定における「実勢動力費水準）」 という理解でよろしいでしょうか。 実施契約の規定上明確ではないので、確認させて頂きたく存じます。	令和2年12月18日改訂版（※）の実施契約書（案）別紙10-4第2項をご確認ください。 ※すでに公開している令和2年12月24日改訂版と同じ内容です。